

定期在来船航路新規開設等支援事業 補助金交付要綱

令和4年3月30日 副市長決定

令和5年3月30日 改正

この要綱は、「定期在来船航路新規開設等支援事業」にかかる補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるものほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港における外航定期在来船航路の新規開設等を促進することで、航路数の増加による神戸港の利便性の向上及び取扱い貨物量の増加を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

在来船：重量物、長大物などコンテナ輸送に適さない貨物を輸送する船舶

RORO船：トラックや自動車等が自走して船に直接乗り込むことができ、かつ、そのまま輸送することが可能な船舶

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号全てを満たすものとする。

- 一 外航在来船又は外航RORO船による航路の新規開設又は既存航路の改変による神戸港への追加寄港もしくは増便等を行うこと
 - 二 概ね1か月に1度以上の頻度で定期的に神戸港に寄港すること
 - 三 神戸港の利便性向上に資する事業であり、着岸場所が私有ふ頭でないこと
- 2 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の交付を受けようとする事業が、継続的に行われる事業であって、次の各号のいずれかを満たすことを要する。
 - 一 当該年度4月1日から8月31日の間に航路を開設し、初めて神戸港に寄港した日から起算して半年間航路を継続していること
 - 二 当該年度9月1日以降に航路を開設し、同年度2月末日時点で航路を継続していること

（対象事業者）

第4条 補助金交付の対象となる者は、日本国内に事業所を設ける外航船社またはその日本代理店とする。

（補助金の額）

第5条 補助金交付の金額は、補助対象事業の開始に伴い新たに投入等する船舶の総トン数の区分に応じ、別表に掲げる単価に、当該船舶の寄港回数を乗じて得られた金額とし、予算の範囲内で

措置するものとする。

- 2 1事業あたりの補助上限額は、補助対象事業の開始に伴い新たに投入等する船舶の総トン数の区分に応じ、別表に掲げる金額とする。
- 3 第1項及び前項に規定する総トン数は、神戸港入港の申請に際して用いる総トン数（神戸市入港料条例施行規則第2条に基づく総トン数）とする。

別表

新たに投入等した船舶の 総トン数	単価	補助上限額
一万トン未満	60,000 円	500,000 円
一万トン以上二万トン未満	190,000 円	1,500,000 円
二万トン以上三万トン未満	320,000 円	3,000,000 円
三万トン以上四万トン未満	450,000 円	4,000,000 円
四万トン以上五万トン未満	570,000 円	5,000,000 円
五万トン以上六万トン未満	700,000 円	6,000,000 円
六万トン以上七万トン未満	830,000 円	7,000,000 円
七万トン以上	960,000 円	7,000,000 円

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。但し、対象事業が初めて神戸港に寄港した日から起算して9ヶ月間を限度とする。なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

(事業計画及び補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の1月31日とする。

- 一 事業計画・補助金等交付申請書（様式第1号）
- 二 会社概要（様式第2号）
- 三 誓約書（様式第3号）

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条による申請があった場合は、入港実績等を確認の上、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）をもって申請事業者に通知するものとする。

(事業計画及び補助金交付の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請事業者（以下「決定事業者」という。）は、補助金規則第7

条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は補助事業中止承認通知書（様式第9号）により、決定事業者に通知するものとする。

（事業実績報告書等の提出）

第10条 決定事業者は、補助金規則第15条に基づき、対象事業の事業実績報告書（様式第10号）を事業実施後、関係書類が整い次第速やかに提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の3月8日とする。

2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助金交付決定事業者に求めるものとする。

3 補助金交付決定事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、速やかに決定事業者に通知し、30日以内に補助金を決定事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（公表）

第13条 市長は、決定事業者及び対象事業の名称、事業計画の概要、交付決定を取り消した事業者の名称その他対象事業の内容の必要な事項について公表することができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。